

音更町立下音更小学校いじめ防止基本方針

本方針は、人権尊重の理念に基づき、下音更小学校のすべての児童が充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶する事を目的に策定するものである。

第1章 いじめの防止等のための基本的な考え方

1 いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは児童生徒（以下「児童等」という。）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの認知（「いじめの防止等のための基本的な方針」第1の5）

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童等の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

3 基本理念（いじめ防止対策推進法第3条を受けて）

- (1) いじめ防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- (2) いじめ防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- (3) いじめ防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

第2章 いじめの防止等のための対策

1 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条を受けて）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、本校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 いじめ対策のための組織(いじめ防止対策推進法第22条を受けて)

- (1) 名称 下音更小学校いじめ対策委員会(特別委員会)
- (2) 構成員 校長、教頭、主幹、指導部1名、支援部1名、養護教諭、PTA役員2名、運営協議会委員
- (3) 会議 4月(計画会議)、3月(反省会議)、その他必要に応じて開催する。なお、学校運営協議会委員、PTA役員については4月・3月に出席し、その他は必要に応じて出席を要請する。
- (4) その他 校内体制における「いじめ対応チーム(KKT)」は、次の構成とする。
教頭、指導部、当該学年担任、養護教諭、支援部とし必要に応じて教科担任他も担当者とする。

3 いじめの早期発見と未然防止のための取組(いじめ防止対策推進法第16条を受けて)

- (1) いじめアンケートの実施
早期発見のためのいじめアンケートを5月、11月(音更町いじめアンケート)を実施する。
- (2) 教育相談体制の充実整備
いじめアンケートの実施後等、状況に応じて「教育相談週間」を設定する。実施計画、情報分析・情報共有や対応策策定については、教頭及び指導部が主体となっており、必要に応じて支援部との連携を図る。また、音更町心の相談員やスクールカウンセラーとの連携も必要に応じて行う。また、「お悩みポスト」に寄せられた相談に対して迅速に対応する。
- (3) いじめの未然防止に向けた基本的な認識
 - ・「いじめは決して許されない行為である」という認識
 - ・「いじめはどの学級においても発生することがある」という認識
 - ・「しばらくは様子を見てみようといった問題ではない」という認識
 - ・「たとえ学校外のいじめ行為についても学校には責任がある」という認識
 - ・「問題の解決を児童や保護者だけに任せてはならない」という認識

◎特に、いじめにより、児童の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当な期間(※)学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがあると認める場合、これを「重大事態」と認識する。

(※)年間30日を目安(または、一定期間連続して欠席している場合)
- (4) 児童観察による情報収集と情報共有
すべての教職員が情報収集と情報共有に心がけ、児童の気になる言動などを発見した場合には速やかに教頭、指導部担当に報告する。また、必要に応じて家庭訪問などを実施し、保護者からの情報収集に努める。
- (5) 児童会主体によるいじめ防止アクションの展開
児童会三役を中心に代表委員会などを通じて全校的ないじめ防止の取組について、児童の主体的な取組を積極的に促す。
- (6) バイパーQ Uテスト等の活用を積極的に図る。
- (7) いじめ対応における警察との連携

学校と警察は、児童生徒を加害に向かわせず、被害にあうことから防ぐ等、児童生徒の健全な育成の観点から重要なパートナーであることを認識し、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築する。また、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校として、警察への相談・通報を行う。【学校連絡員：教頭】

4 いじめ発見後の適切で迅速な対応（いじめ防止対策推進法第23条を受けて）

- (1) いじめられた児童や保護者の立場に立って誠意ある対応を常に心がけ、学校としての事実確認の報告と解決に向けた方針を明確に説明する。同時に教育委員会への報告と相談を行う。
- (2) 校内いじめ対応チーム（KKT）の役割を明確にする。
 - ・ 事情聴取、整理、分析、まとめ
 - ・ 対応策の検討
 - ・ 教職員の意思形成、調整
- (3) 校内いじめ対応チーム（KKT）を中心としてスピード感をもって継続的な指導を実施する。
 - ・ 被害児童への面談
 - ・ 加害児童への指導
 - ・ 事実を認識していた児童への指導
 - ・ 保護者への説明と協力依頼
 - ・ 教育相談体制の確認
 - ・ 適切な人間関係づくりを目指した生徒指導
- (4) いじめが犯罪行為として取り扱うものである時は、速やかに教育委員会及び警察署との連携を図る。
- (5) 問題の内容等に応じて保護者説明会を実施し、学校としての姿勢や方針を明確にする。
- (6) 報道機関への対応は校長を窓口に一本化し、公開できる情報を整理し誠意ある公平な対応を心がける。その際、町教育委員会と連携して対応にあたる。

5 いじめ防止のための研修の充実（いじめ防止対策推進法第15および18条を受けて）

- (1) いじめの早期発見、未然防止、いじめ発見時の対処方法等の習得を目的とした「サポート会議（児童理解委員会）」を年2回（5月、11月）開催する。
- (2) 外部との連携を一層重視し、児童理解、いじめの対処法などの研修に努める。
 - ・ 人権教室（3年）
 - ・ 非行防止教室（6年）

6 全領域における連携について（いじめ防止対策推進法第15条を受けて）

学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめ防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等の充実を図る。合わせて、授業改善や個に応じた指導を一層充実させ、すべての児童が成就感や達成感を味わう授業作りに努める。

7 いじめ対策の検証

いじめ対策の取組については、スピード感をもった対応が求められることから、PDCAサイクルによる短いスパンでの見直し検証を確実に行う。その役割は教頭及び指導部が担う。

8 保護者・地域への情報提供

この基本方針は策定後、保護者・地域に公開するとともに必要に応じて対応状況について説明する機会を設定し、説明責任・結果責任を果たす。

9 いじめ対策年間プログラム

- 4月 「いじめ対応」について全校参観日にて説明、いじめ対策委員会開催
- 5月 いじめをテーマとした学級指導、いじめに関する研修
サポート会議①、学校運営協議会
- 6月 いじめアンケート①実施、3～6年ハイパーQ Uアンケート実施
- 7月 いじめ対策委員会②開催、学校評価
- 9月 児童個人面談週間
- 11月 いじめアンケート②実施、3～6年ハイパーQ Uアンケート実施
サポート会議②
- 12月 いじめ対策委員会③開催、学校運営協議会
- 2月 学校評価、(サポート会議③)
- 3月 いじめ対策委員会④開催、学校運営協議会

10 その他

◎基本方針については、日常の会議や朝の打合せ、児童理解委員会（サポート会議）等の中で、常に確認することに努める。

(平成26年 4月 1日施行)
(平成28年 4月 1日一部改訂)
(平成30年 4月 1日一部改訂)
(令和 4年 4月 1日一部改訂)
(令和 5年 4月 1日一部改訂)